郡上市告示第70号

- 郡上市小規模事業者支援事業補助金交付要綱 (目的)
- 第1条 この告示は、市内の小規模事業者及び小規模事業創業者(以下「小規模事業者等」という。)を支援し、地域産業の活性化や生活の利便性を確保するため、事務所、店舗、工場等の新設や備品の更新などを行う者に対し、予算の範囲内において郡上市小規模事業者支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、郡上市補助金等交付規則(平成16年郡上市規則第39号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する事業者をいう。
 - (2) 小規模事業創業者 市内で事業を営んでいない者であって、前 号の規模で、市内に新たに事業を起こす者をいう。
 - (3) 事業所等 工場、事務所又は店舗に関連する施設をいう。
 - (4) 新設 市内に事業所等を有しない者が、市内に新たに事業所等 を設置すること又は市内に事業所等を有する者が、既設の事業と 異なる業種の事業所等を市内に設置することをいう。
 - (5) 増設 市内に事業所等を有する者が、同一業種の事業所等を市 内に設置し、又は既設の事業所等を拡張することをいう。
 - (6) 移設 市内に事業所等を有する者が、当該事業所等を市内の別 の場所に移転することをいう。
 - (7) 操業開始 事業所等を新設、増設又は移設し、事業を開始する こと。
 - (8) 投下固定資産 操業開始のために新たに取得した土地、建物及 び償却資産をいうものとし、その総額は、取得価格の合計額であ って、郡上市企業立地促進条例施行規則(平成29年郡上市規則 7号)第6条に定める範囲とする。
 - (9) 正規従業員 事業所等の設置に際し、新たに当該事業所等に勤務させるために常時雇用される従業員(本市に住所を有する者に限る。)であって、事業者が雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けたものをいう。
 - (10) 地域が必要と認める店舗 既存の食料品店、薬局、衣料店、 理容・美容店、ガソリンスタンド及び市長が必要と認める店舗を

いう。

(11) 市税等 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規 定する市町村税をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件に該当する者とする。
 - (1) 小規模事業者等であって、統計法(平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産 業分類(平成25年総務省告示405号)においてE製造業、G 情報通信業のうち情報サービス業及びインターネット附随サー ビス業、I卸売,小売業、M宿泊業,飲食サービス業、Rサービ ス業(他に分類されないもの)(政治・経済・文化団体、宗教、 その他サービス業又は外国公務を除く。)に分類されるもののう ち、市長が認める個人又は法人等
 - (2) 小規模事業者であって、地域が必要と認める店舗のうち、市長 が認める個人又は法人等
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とはならない。
 - (1) フランチャイズ経営を行っている個人又は法人等
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122号)に規定する風俗営業等に該当する個人又は法 人等
 - (3) 公序良俗に反するおそれのある個人又は法人等
 - (4) 事業を第三者に譲渡又は転貸する個人又は法人等
 - (5) 国、県又はこの補助金以外の市の補助金の交付を受ける個人又 は法人等
 - (6) 市税等を滞納している個人又は法人等
 - (7) 過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の 特例に関する条例(平成16年郡上市条例第58号)及び農村地 域工業等導入促進法に係る郡上市固定資産税の特例に関する条 例(平成16年郡上市条例第59号)の適用を受ける個人又は法 人等
 - (8) その他市長が適当でないと認める個人又は法人等

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 次に掲げる事業とする。
 - (1) 小規模事業者等設置支援事業は、小規模事業者等が、新たに固 定資産税の対象となる建物を新設、増設又は移設する事業
 - (2) 小規模事業者等立地支援事業は、前号の事業のために土地を購入する事業
 - (3) 小規模事業者営業支援事業は、地域が必要と認める店舗で、小 規模事業者が備品の更新、修理等を行う事業

2 前項第1号及び第2号の事業は、別表第1に定める要件を満たさなければならない。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、 補助金の限度額及び補助金の交付要件は、別表第2のとおりとする。
- 2 補助金の額に1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の適用)

- 第6条 補助金の交付は、原則として1事業者につき1回限りとする。 (補助金の交付申請)
- 第7条 補助対象者は、小規模事業者支援事業補助金交付申請書(様式第 1号、様式第1号の2)に、別表第3に規定する申請期限までに、添付 書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

- 第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、次に掲げるいずれ かにより補助金交付を決定し、小規模事業者支援事業補助金交付決定通 知書(様式第5号)により補助対象者にその旨を通知しなければならな い。
 - (1) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する補助対象事業の申請 については、申請書等の書類審査により、補助金交付の可否及び 金額について決定する。
 - (2) 第4条第1項第3号に規定する補助対象事業の申請については、 次条に規定する郡上市小規模事業者支援補助金審査委員会(以下 「審査委員会」という。)に意見を求め、補助金交付の可否及び 金額について決定する。
- 2 市長は、前項の規定による審査を行い、補助金の交付が適当でないと 認めたときには、小規模事業者支援事業補助金不交付決定通知書(様式 第6号)により補助対象者に通知しなければならない。

(審查委員会)

- 第9条 第4条第1項第3号に規定する補助対象事業の申請について、補助金交付の可否及び金額について審査するため、審査委員会を置く。
- 2 審査委員会は、副市長、商工観光部長、その他の職員のうちから市長 が命じる委員若干名をもって組織する。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる委員のほか学 識経験者その他適当と認める者を委員に委嘱することができる。
- 4 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 5 委員長は、副市長をもって充て、会務を総括する。
- 6 副委員長は、商工観光部長をもって充て、委員長を補佐するとともに、 委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき

は、委員長の決するところによる。

- 9 第3項に規定する委員に対する交通費については、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年郡上市条例第4 7号)に準じて支払うものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(申請事項の変更及び承認)

- 第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者 (以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じ た場合は、小規模事業者支援事業補助金事業計画変更・中止(廃止)申 請書(様式第7号)に、第7条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書 類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による承認をした場合は、第8条の規定を準用する。 (実績報告)
- 第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の 廃止の承認を受けたときを含む。)は、小規模事業者支援事業補助金実績 報告書(様式第8号、様式第8号の2)を別表第4に規定する提出期限 までに、添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助対象事業の完了又は廃止に係る補助対象事業の成果の報告に関する書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、小規模事業者支援事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、小規模事業者支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助対象事業を遂行することができなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した 条件に違反し、又は従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消 す場合は、小規模事業者支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第1 1号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合

において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている ときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(財産の保全)

- 第16条 交付決定者のうち、補助金により購入又は修繕した設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年 大蔵省令第15号)第1条の耐用年数を経過するまでに補助金により購 入又は修繕した設備を処分しようとするときは、あらかじめ小規模事業 者支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、 その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により承認をした場合において、当該承認に係る 販売用設備を交付決定者が処分したことにより当該交付決定者に収入が あったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。 ただし、当該納付させる額は、当該交付決定者に交付した補助金の額か ら第15条の規定による返還額を控除した額を超えないものとする。 (その他)
- 第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。 (郡上市地域に愛される個店支援補助金交付要綱の廃止)
- 2 郡上市地域に愛される個店支援補助金交付要綱(平成27年郡上市告 示第41号)は、廃止する。

別表第1(第4条関係)

項目	要件		
- 填 日 	投下固定資産額	正規従業員雇用人数	
	3,000万円以上5,000万円未満	新たに2人以上雇用	
新設	2,000万円以上3,000万円未満	新たに1人以上雇用	
	2,000万円未満	規定なし	
増設 移設	2,000万円以上3,000万円未満	新たに1人以上雇用	
	2,000万円未満	規定なし	

別表第2(第5条関係)

補助対象	補助対象経費	補助率及び	交付要件
------	--------	-------	------

事業名		補助限度額	
小規模事業	投下固定資産	投下固定資産に対	(1) 市内に住所又
者等設置支		して課税される各	は事業所を有
援事業		年度の固定資産税	する者に工事
		相当額以内の額	を請け負わせ
			る場合に限る。
			(2) 操業開始後初
			めて固定資産
			税が課税され
			る年度からか
			ら3年間交付
			するものとす
			る。
小規模事業	投下固定資産のうち	投下固定資産に係	(1) 初年度限りと
者等立地支	土地の購入に係る部	る操業開始後初め	する。
援事業	分	て課税される年度	(2) 市が造成し、
		の土地に係る固定	又分譲する一
		資産税評価額の1	団の土地に事
		00分の10以内	業所等を新設、
		の額とする。ただ	増設又は移設
		し、300万円を	する者へは交
		限度額とする。	付しない。
小規模事業	【食料品店・薬局】	補助対象経費の3	(1) 既存の店舗の
者営業支援	冷蔵庫、移動販売車、	分の2以内の額と	備品の更新、修
事業	商品陳列棚、レジ(シ	する。ただし、1	善
	ステムのみを除く。)	00万円を限度と	設する店舗に
	【衣料店】	する。	対する補助、既
	商品陳列棚、移動販		存の店舗にお
	一売車、レジ(システ		いても新規に
	ムのみを除く。)		購入する備品
	【理容・美容店】		については対
	理美容用椅子、同洗		象としない。た
	面台、レジ(システ		だし、地域が必
	ムのみを除く。)		要と認める店
	【ガソリンスタン		舗の利用が困
	ド】 地下 カンノカ ※分池 ##		難な地域に対して、活思な免
	地下タンク、給油装置を表す。		して、補助対象
	置、配達車、レジ(シ		者が販売や理
	ステムのみを除く。) 【共通】		容・美容を目的 とする専用車
	【共理】 その他市長の認める		西の新規購入
	ての他川天の祕める」もの		回の利 祝 賗 八 については除
	ט יי		にフィーには除

		< 。
	(2)	交付決定から
		3年以上継続
		して営業する
		こと。
	(3)	小規模事業者
		等設置支援事
		業及び小規模
		事業者等立地
		支援事業と併
		用可とする。た
		だし、新設は除
		< ∘

別表第3 (第7条関係)

補助対象 事業名	申請期限	交付申請書	添付書類
小規模事業者	操業開始後初め	様式第1号	初年度
等設置支援事	て固定資産税が		(1) 法人登記事項証
業	課税される年度		明書(法人の場
	の5月末までと		合)
	する。ただし、第		(2) 定款又は規約
	2年度以降の小		(法人の場合)
	規模事業者等設		(3) 土地登記事項証
	置事業について		明書及び位置図
	は、各年度の5月		(4) 建物登記事項証
	末までとする。		明書、配置図及び
			平面図
			(5) 土地の売買契約
			書の写し及び土
			地の購入に係る
			領収書の写し
			(6) 建物の工事請負
			契約書等の写し
			及び建物の取得
			に係る領収書の
			写し
			(7) 償却資産の取得
			に係る請求書の
			写し及び領収書
			の写し

	T		
			(8) 償却資産配置図 (9) 新規の正規従業
			員が雇用保険に
			加入しているこ
			かんしていることを証明する書
			類(10) 抽出社会者の
			(10) 補助対象者の 市税等を完納し
			ていることを明していることを明していることを明していることを明している。
			らかにする書類
			(11) その他市長が
			必要と認める書
			数安で認める音 類
			類
			第 2 年度以降
			(1) 従来貝石傳 (2) 補助対象者の市
			税等を完納して
			(
			かにする書類
			(3) その他市長が必
			要と認める書類
小規模事業者	同上	同上	同上
等立地支援事			167
業			
小規模事業者	補助対象事業に	様式第1号の2	(1) 事業計画(実績)
営業支援事業	着手する前		書(様式第2号)
			(2) 補助金対象経費
			積算書(申請時・
			決算時)(様式第
			3 号)
			3 号) (3) 補助対象事業開
			• /
			(3) 補助対象事業開
			(3) 補助対象事業開 始前の備品又は
			(3) 補助対象事業開 始前の備品又は 修繕部分の写真、
			(3) 補助対象事業開始前の備品又は 修繕部分の写真、 位置図及び概要
			(3) 補助対象事業開始前の備品又は 始前の備品又は 修繕部分の写真、 位置図及び概要 図
			(3) 補助対象事業開始前の備品又は 始前の備品又は 修繕部分の写真、 位置図及び概要 図 (4) 補助金対象経費
			(3) 補助対象事業開始前の備品又は 修繕部分の写真、 位置図及び概要 図 (4) 補助金対象経費 の見積書の写し (5) 補助対象者の市 税等を完納して
			 (3) 補助対象事業開始前の備品又は修繕部分の写真、位置図及び概要図 (4) 補助金対象経費の見積書の写し (5) 補助対象者の市
			(3) 補助対象事業開始前の備品又は 修繕部分の写真、 位置図及び概要 図 (4) 補助金対象経費 の見積書の写し (5) 補助対象者の市 税等を完納して

る誓約書(様式第 4号) (7) その他市長が必 要と認める書類

別表第4 (第11条関係)

補助対象 事業名	提出期限	実績報告書	添付書類
小規模事業者等設置支援事業	補う固納し過助の1ずすめと定のてす金あ月れるをる産か0日交た1早の日をおりります。	様式第8号	(1) 交付決定者の市 税等を完納して いることを明ら かにする書類 (2) 従業員名簿 (3) その他市長が必 要と認める書類
小規模事業者	同上	同上	同上
等立地支援事			
業	IN BLUE & HAVING	D/s D, 646	
小規模事業者	補助対象事業の	様式第8号の2	(1) 事業計画(実績)
営業支援事業	完了の日から起		書(様式第2号)
	算して30日を		(2) 補助金対象経費
	経過する日又は		積算書(申請時・
	補助金の交付決		決算時)(様式第
	定のあった年度		3号)
	の 3 月 3 1 日の		(3) 補助対象経費の
	いずれか早い日		領収書等、支払を
	とする。		証明する書類の
			写し
			(4) 備品の更新又は
			修理部分の前後
			が対比できる写真及び営業中の
			(5) その他市長が必
			要と認める書類